

平成 30 年 4 月から新設された「日中サービス支援型共同生活援助」は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助（グループホーム）の新たな類型であり、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されているところです。

当該サービスについては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体等が設置する協議会等に対し、定期的（少なくとも年 1 回）に事業の実施状況等を報告し、協議会等からの評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとされています。

県では、上記の基準が適切に実施されるよう、当該サービスの新規指定を希望する事業者に対して、事業所設置予定市町村の協議会等との間で、事業の定期報告及び評価等を行うことについて事前に取り決め、その取決め内容の概要を新規指定申請書類の添付書類（別添）として提出を求めることとします。

この時点での評価の実施については、事業所設置予定市町村がその判断をすることとし、評価した場合は事業者がその内容を「評価会議結果報告書」として指定申請時に他の書類と同時に提出することとします。

なお、協議会等での評価までの流れ等については、下記のとおりです。

## 記

### 1 「日中サービス支援型共同生活援助」の概要

#### (1) 趣旨

障害者の重度化・高齢化に対応するために創設されたグループホームの一類型。短期入所の併設が必須で地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場としての機能や、入所施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等の地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

#### (2) 人員配置

常時の支援体制を確保するため昼夜を通じ 1 人以上の従業者の配置が必要

#### (3) 定員・設備

住まいの場であるグループホームの特性は従来通り維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障がい者への支援を可能とするため 1 つの建物への入居を 20 名まで認められている。ただし、10 人以下のユニットに分離し、それぞれ独立性があることが条件となる。

#### (4) 報酬

日中を住居で過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の 2 つの基本報酬が設けられ 1 日単位で選択する仕組み

### 2 協議会における報告・評価について

#### (1) 目的

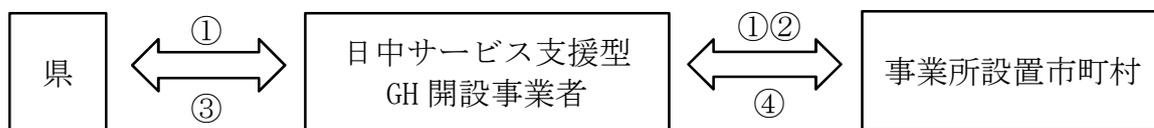
地域に開かれたサービスとすることによりサービスの質の確保を図る

#### (2) 評価の観点

- 常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができているか。(基準省令 213 条の 3 「基本方針」)
- 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られているか。(解釈通知第 15 4 (3) ③)
- 日中活動サービス等を利用することができず日中を住居で過ごす利用者の支援

に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。(解釈通知第15-4(3)③)

## 2. 協議会等での評価までの流れ



- ①新規指定申請にあたり、県や事業所設置予定の市町村との事前協議
- ②自立支援協議会における定期報告を行う旨の取り決め（別添）  
（この時点での評価の実施については市町村で判断してください）
- ③指定申請書類（別添含む）の提出（②の時点で評価を受けた場合は様式4を含む）、事業所指定
- ④自立支援協議会において、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者を召集し、事業実施状況等の報告を受け（別添報告書様式を活用）、評価、要望、助言等を実施

※報告書の提出時期及び協議会開催時期は、少なくとも年に1回（時期は各市町村で柔軟に設定可）

※評価・報告内容は、別添様式1～4を活用（各市町村で内容の拡充等の変更可）

## 【関係規定】

**基準省令**：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）

**解釈通知**：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### 基準省令第 213 条の 3（基本方針）

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 基準省令第 213 条の 10（協議の場の設置等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会 其他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。） に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言を聴く機会を設けなければならない。

### 解釈通知 第 15 4（3）③ 社会生活上の便宜の供与等

（略）なお、日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。

また、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ることとするものである。

### 解釈通知 第 15 4（3）④ 協議の場の設置等

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行なう会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

### 障害者総合支援法第 89 条の 3（協議会の設置）

- 1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要

事業所名	
申請するサービス種類	日中サービス支援型共同生活援助

措置の概要	
1	協議会等への報告・協議会からの評価等に対応する担当者（連絡先）
2	報告する又は評価を受ける協議会等の名称
3	事業者から定期報告を行い、協議会等から評価を受ける時期（年1回以上）
4	協議会等から必要な要望・助言等を聴く機会の具体的な内容 （協議会等の開催時期（年1回以上）、協議会等の参加者、評価の観点 等）
5	その他参考事項

備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。

(様式1)

日中サービス支援型共同生活援助 評価申込書

年 月 日

〇〇自立支援協議会 会長 殿

(申込者)

所在地

法人名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

下記のとおり、日中サービス支援型共同生活援助を実施するに当たり、助言等を受けたいので、関係書類を添付して申し込みます。

記

- 1 事業所名 (予定)
- 2 事業所所在地 (予定)
- 3 事業の開始年月日 (予定)

(添付書類)

・日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書 (様式2)

※その他法人が説明で必要とする書類

(様式2)

## 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況報告

年 月 日

日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等について下記のとおり報告します。

実施期間 ○○年○○月○○日 ~ ○○年○○月○○日

前回の報告年月日 ○○年○○月○○日

### (基本情報)

法人	所在地	
	名称	
	代表者	
事業所	所在地	
	名称	
	管理者	
	サービス管理責任者	

### (各住居の状況)

住居①	所在地							
	名称							
	定員(現員)	共同生活援助 名(名)				短期入所 (名)		
	利用者概況	障がい種別	身体 名	知的 名	精神 名	難病 名	※重複する場合、それぞれに記載	
		支援区分	区分○ 名 区分○ …… 平均支援区分 ○.○ (支援区分の合計数÷人数)					
		日中の状況	主に日中をグループホームで過ごす方 名					
	人員配置	日中	世話人 人 (常勤換算 人)		生活支援員 人 (常勤換算 人)		その他 ( ) 人	
夜間		世話人 人		生活支援員 人		その他 ( ) 人		

住居②	所在地							
	名称							
	定員(現員)	共同生活援助 名(名)				短期入所 (名)		
	利用者概況	障がい種別	身体 名	知的 名	精神 名	難病 名	※重複する場合、それぞれに記載	
		支援区分	区分○ 名 区分○ …… 平均支援区分 ○.○ (支援区分の合計数÷人数)					
		日中の状況	主に日中をグループホームで過ごす方 名					
	人員配置	日中	世話人 人 (常勤換算 人)		生活支援員 人 (常勤換算 人)		その他 ( ) 人	
夜間		世話人 人		生活支援員 人		その他 ( ) 人		

住居③	所在地							
	名称							
	定員(現員)	共同生活援助 名(名)				短期入所 (名)		
	利用者概況	障がい種別	身体 名	知的 名	精神 名	難病 名	※重複する場合、それぞれに記載	
		支援区分	区分○ 名 区分○ …… 平均支援区分 ○.○ (支援区分の合計数÷人数)					
		日中の状況	主に日中をグループホームで過ごす方 名					
	人員配置	日中	世話人 人 (常勤換算 人)		生活支援員 人 (常勤換算 人)		その他 ( ) 人	
夜間		世話人 人		生活支援員 人		その他 ( ) 人		

(記載要領)

・数値は報告日時点で記載してください

・住居欄が不足する場合は、欄を追加してください

(運営状況)

地域住民との交流	
日中サービスの提供(日中をホームで過ごす利用者にとどのような支援を提供しているか)	
外出や余暇活動等の社会生活上の支援	
相談支援事業所や他のサービス事業所等との連携	
その他(事業所で独自に取り組んでいること等)	

(記載要領)

各実施状況を具体的に記載してください

(利用者の状況)

共同生活住居名 : \_\_\_\_\_

	年齢	性別	支援区分	障がいの状況	日中の過ごし方	備考
A						
B						
C						
D						
E						
F						
G						
H						
I						
J						

(記載要領)

- ・共同生活住居ごとに作成してください
- ・数値は報告日時点で記載してください

(添付書類)

運営規程、住居平面図、実施状況に関連した広報誌、パンフレット、チラシ、写真等

(様式3)

日中サービス支援型共同生活援助指定（運営）に係る  
評価結果通知書

年 月 日

殿

〇〇自立支援協議会  
会長

評価申込書

日中サービス支援型共同生活援助の 実施状況報告書 提出を受け、協議会で協議した  
結果、下記のとおり評価したので通知します。

記

1. 事業所名	
2. 事業所所在地	
3. 事業の開始年月日	
4. 事業評価シートの内容に対する意見等	
5. その他助言等	

(様式4)

評価会議結果報告書

年 月 日

(宛先)

島根県知事 殿

(報告者)

所在地

法人名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

下記のとおり、日中サービス支援型共同生活援助評価会議において、〇〇〇〇自立支援協議会の評価等を受けたので報告します。

記

1 事業所名

2 事業所所在地

3 評価会議開催日時 年 月 日 時

4 評価会議結果の公開方法

5 評価内容

評価項目	指摘事項、助言、要望	指摘事項等への対応方針
施設概要		
人員配置		
利用者の状況		
運営状況		
その他		